

国の責任四たび断罪 建材メーカー責任も初めて 早期解決・救済へ国会請願署名

解決に向け大きく前進

関西建設アスベスト訴訟の大阪地裁判決が1月22日(次頁左上写真)、京都地裁判決が1月29日(同右上写真)と連続してあった(同下写真は、29日に衆議院第一議員開会で開催された報告集会)。

両判決ともに国の労働安全衛生法に基づく規制権限不行使の違法を認め、2012年12月5日の東京地裁判決、2014年11月7日の福岡地裁判決に続き、国の責任が四度断罪される結果となった。

さらに京都地裁判決は、主要なアスベスト建材企業9社について被害者26名中23名との関係で共同不法行為責任を肯定し、初めて企業の賠償責任を認めた。また、いわゆる「一人親方」について、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を否定したものの、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題である旨判示した。

両判決とも全当事者が控訴して舞台は大阪高裁に移されるが、原告らは、一人親方を含むすべての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう「建設作業従事労働者にかかる石綿被害者補償基金制度(仮称)」の早期創設を求めている。

全国建設労働組合連合(全権総連)は、「建設

アスベスト訴訟の早期解決をはかり、建設アスベスト被害者救済の補償基金制度を検討すること」を求める請願署名に取り組むとともに、国会議員に請願書の紹介議員になってもらうよう要請、1月27日には、最初の請願署名提出国会院内集会を開催した。可能な限り早く、国会での請願署名採択をめざし、政府に政治的決断を迫っていく方針である。

また、全国の原告団・弁護士、支援者らは、2月2日に関東、翌3日には関西で、建材メーカー15社に訴訟を解決して、補償基金を設けるよう要請行動を行った。一切面談を拒否する企業がある一方で、「国や他社の動向によっては、応分の負担をすべきと考えている」旨の姿勢を示したところもあった。

26頁の表に、全国の建設アスベスト訴訟の現状を示した。今回の両地裁判決によって事態が大きく進展したことは明らかである、3月24日には北海道訴訟第1陣が札幌地裁で結審する予定であり、控訴審の判断を待たずに、政治的決断を促す取り組みに一層弾みがかかることは間違いない。

国の規制権限不行使

大阪地裁判決要旨を30頁以下、京都地裁判決要旨を34頁以下に掲載した。また、唯一国の責任



も認めなかった2012年5月25日の横浜地裁判決を含めた過去5回の地裁判決について、国の責任に関してのみ、また、認容された内容を中心に限定してはいるが、28～29頁の表で比較を試みた。大阪・京都地裁判決を中心に、簡単に整理しておく。

●規制権限等不行使の違法性の判断基準

表には示していないが、国の責任を認めた判決はいずれも、2014年10月9日の泉南アスベスト国倍訴訟最高裁判決で確立された、以下の判断の枠組みを踏襲している。

「労働大臣等の各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健

康を確保することをその主な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである」。

●医学的知見の集積/確立時期

石綿粉じん曝露と石綿関連疾患との因果関係に関する医学的知見の集積/確立時期については、2013年12月25日の泉南アスベスト国倍訴訟第2陣大阪高裁判決が、石綿肺-労働省の労働衛生試験研究のうち昭和32年度の「石綿肺の診断基準に関する研究」の報告がされた昭和33年3月31日頃、肺がん-石綿粉じんの発がん性を前提とした昭和46年通達が発出された昭和46年頃、中皮

建設アスベスト訴訟大阪・京都地裁判決

全国の建設アスベスト訴訟の現状

	首都圏建設アスベスト訴訟				九州	関西建設アスベスト		北海道	
	東京		神奈川			京都	大阪	北海道	
	1陣	2陣	1陣	2陣				1陣	2陣
2008.5.16	提訴								
2008.6.30			提訴						
2011.4.25								提訴	
2011.6.3						提訴			
2011.7.13							提訴		
2011.10.5					提訴				
2012.5.25			地裁判決 (敗訴)						
2012.12.5	地裁判決 (国勝訴)								
2014.5.15		提訴		提訴					
2014.11.7					地裁判決 (国勝訴)				
2015.6.12									提訴
2016.1.22							地裁判決 (国勝訴)		
2016.1.29						地裁判決 (勝訴)			
2016.3.24								(結審予定)	
現在係属	東京高裁 (10民)	東京地裁	東京高裁 (5民)	横浜地裁	福岡高裁	大阪高裁	大阪高裁	札幌地裁	札幌地裁
原告数*	337	115	87	52	51	27	33	29	10
被害者数	308	115	75	45	29	26	19	25	8

*原告数については、死亡・受継に伴い変動している場合があります(2016.1.26 大阪訴訟弁護団作成表を一部改編)

腫-国際がん研究機関(IARC)が石綿による中皮腫の発症を明示した昭和47年頃、と判示した。

建設アスベスト訴訟の5地裁判決も、おおむね踏襲したような判断にとどまっている。

●石綿関連疾患に罹患する危険性の認識/予見可能性

東京地裁判決は、石綿吹付作業-昭和46年、建築屋内石綿切断等作業-昭和54年、とした。

福岡・大阪地裁判決は、建築屋内石綿切断等作業について昭和50年に早めたが、石綿吹付作業についても「等」に含めたような扱いである。

京都地裁判決が、石綿吹付作業-昭和46年、建設屋内石綿切断等作業-昭和48年、建設屋外切断等作業-平成13年と、もっとも優れているだけでなく、はじめて屋外作業についても危険性を認識することが可能であったと認めた。

●各規制権限不行使の違法性の判断

4地裁判決がそろって認めたのは、建築屋内石綿切断等作業に対する防じんマスク着用規制についてであり、その実効確保ともからめて製品/作業場警告表示規制についても認め、さらに京都地裁判決のみが、集じん機付き電動工具使用規制についても認めている。国の責任期間の始期がもっとも早いのは京都地裁判決の昭和49年1月1日、終期がもっとも遅いのは大阪地裁判決の平成18年8月30日である。

福岡・大阪地裁判決は、石綿吹付作業についても危険予見性を認めながら、同作業に特化して認容した具体的な規制は示されていない。京都地裁判決は、石綿吹付作業に対する送気マスク着用規制について、昭和47年10月1日から昭和50年9月30日の間の国の責任を認めている。

また、京都地裁判決のみが、建設屋外石綿切断等作業に対する集じん機付き電動工具使用規制及び製品/作業場警告表示規制について、平成14年1月1日から平成16年9月30日の間の国の責任を認めた。

注目すべきは、大阪地裁判決が、クロシドライト・アモサイトの製造を禁止した平成7年時点において、クリソタイルについても禁止すべきであったという国の違法を認めたこと（責任期間の終期は平成18年8月30日）。泉南アスベスト国倍訴訟も含めてすべての裁判で一定の主張はされながらも、この規制のみによって判断が左右される原告がいないこともあって、本格的に争われてはこなかったと理解しているが、建設作業従事者に限らずすべてのアスベスト被害に対して波及力のある判断である。

●国の負担すべき損害額とその修正

詳しくは表を参照していただきたいが、泉南アスベスト国倍訴訟の基準慰謝料額は以下のとおりで、国の負担すべき割合は2分の1とされたところである。石綿肺（管理2）合併症なし-1,100万円、石綿肺（管理2）合併症あり-1,400万円、石綿肺（管理3）合併症なし-1,600万円、石綿肺（管理3）合併症あり-1,900万円、石綿肺（管理4）・肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚-2,300万円、石綿肺（管理2・3で合併症なし）による死亡-2,400万円、石綿肺（管理2・3合併症あり・4）・肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚による死亡-2,600万円。

損害額の修正に考え方について、判決によって違いがあることにも留意しておきたい。

一人親方は立法府が解決すべき

京都地裁判決は、次のように言っている。

「建設作業従事者が過酷な状況において就労し、その保護の必要性が高度であったとしても、それは当時においては労働者以外の建設作業従事者を保護する法制の定立及びそれに基づく行政の規制によって解決されるべき問題、事後的にはかかる法律を定立しなかった立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題であり、法律上保護

されていなかった者に対する労働大臣の規制権限不行使に関して、被告国が責任を負うべきであるということとはできない」。

建材企業の不法共同行為責任

これまでの判決は、「責任を負うべき建材メーカーの特定が不十分」「関係のない企業も一緒に訴えられている」等として、企業に対する損害賠償請求を退けてきた。

今回の両訴訟で原告側は、流通関係の資料から建材の種類ごとに建材メーカーの市場シェアを割り出した。そのうえで、建材の販売地域や使用される工法、従事していた作業内容や時期等をもとに、個々の被害者ごとに原因となった主要建材及び企業を特定して絞り込んだ。

詳しくは各地裁判決要旨を参照していただきたいが、大阪地裁判決はなおも特定方法が「各被災者が現実に取り扱った石綿含有建材を具体的に特定するものではない」と退けた一方で、京都地裁判決は、初めて企業責任を認めた。

●予見可能性と加害行為

京都地裁判決は、企業らも、国と同様の時期には、石綿粉じん曝露が石綿関連疾患を発症させること等を予見しえた。そして、予見可能性が認められた時期以降、販売終了までの間の警告表示義務違反があると認めた。この責任は、一人親方等も含めた建設作業従事者に対して認められるとする一方で、解体作業従事者は除かれている。

判決本文では、次のようにも言っている。

「a」マークの表示では警告表示として十分でなかった。当時労働安全衛生法令によって定められていた警告表示義務を遵守したからといって、建材メーカーとして負うべき警告表示義務を尽くしたとは言えない。JIS規格に定められた基準を遵守していても法令違反となることがありうると想定することは不可能という主張も、理由がない。建築基準法において耐火構造等に指定されたことは国が安全性を表明したことと同義という主張に対し、同法のみに着目し、石綿に関する他の関係法令等を考

建設アスベスト訴訟大阪・京都地裁判決

	2012年5月25日 横浜地裁判決	2012年12月5日 東京地裁判決
医学的知見の集積/確立時期 (石綿粉じん曝露と石綿関連疾患罹患との因果関係)	石綿肺-昭和34年けい肺審議会の意見表明時 肺がん・中皮腫-昭和47年 (ILO・IARC)	石綿肺-昭和33年3月頃 (昭和32年度労働衛生試験研究報告発表) 肺がん・中皮腫-昭和47年 びまん性胸膜肥厚-昭和47年以降 良性石綿胸水-昭和47年以降
認識/予見可能性 (石綿関連疾患に罹患する危険性)		石綿吹付作業-昭和46年時点 (瀬良論文) 建築屋内石綿切断等作業-昭和54年時点 (屋外-危険性について容易に認識できたということとはできない)
国の規制権限不行使の違法① 石綿吹付作業 労働安全衛生法による規制内容 -国の責任期間 (違法期間)		防じんマスク着用-昭和49年1月1日～ 送気マスク着用-昭和50年10月1日～
国の規制権限不行使の違法② 建設屋内石綿切断等作業 労働安全衛生法による規制内容 -国の責任期間 (違法期間)	(著しく合理性を欠く規制権限の不行使があったと認めることはできない。)	防じんマスク着用-昭和56年1月1日～ 製品/作業場警告表示-昭和56年1月1日～ (※他の者が生じさせた石綿粉じん曝露の危険性についての予見可能性平成4年までなし)
国の規制権限不行使の違法③ 建設屋外石綿切断等作業 労働安全衛生法による規制内容 -国の責任期間 (違法期間)		
国の規制権限不行使の違法④ 製造等禁止	著しく合理性を欠いたものであったと認めることはできない。	著しく不合理であるとはいえない。
基準慰謝料額		石綿肺 (管理2) 合併症あり-1,300万円、石綿肺 (管理3) 合併症あり-1,800万円、石綿肺 (管理4)・肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚-2,200万円、石綿関連疾患による死亡-2,500万円
国の負担すべき損害額	原告らの請求は、いずれも理由がないことに帰するので、棄却	3分の1を限度 まず責任を負うのは事業者や建材メーカー、国の責任は後次的なもの
損害額の修正①-責任期間が短期間		国の責任期間内が各疾患の発症に必要な職業曝露期間に満たない場合は、1年ごとに1/必要年ずつ減額
損害額の修正②-肺がんの喫煙歴		肺がんで喫煙歴ある者は1割減額

2014年11月7日 福岡地裁判決	2016年1月22日 大阪地裁判決	2016年1月29日 京都地裁判決
石綿肺-昭和33年3月頃 肺がん・中皮腫-昭和47年 びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水- 昭和33年3月以降	石綿肺-昭和33年3月頃 肺がん-昭和47年頃 中皮腫-昭和47年頃 びまん性胸膜肥厚-昭和47年以降	石綿肺-昭和33年3月31日頃 肺がん-昭和46年頃 中皮腫-昭和47年頃 びまん性胸膜肥厚-昭和47年以降
建築屋内石綿切断等作業及び屋 内外石綿吹付作業-遅くとも昭和 50年初め頃 (屋外-危険性を具体的に認識する ことは困難であった)	建築屋内石綿切断等作業及び屋 内外石綿吹付作業-遅くとも昭和50年 時点(特化則改正) (屋外-具体的危険性認識困難、予 見できなかったとしてもやむを得ない)	石綿吹付作業-遅くとも昭和46年(「労 働の科学」)中 建設屋内石綿切断等作業-遅くとも昭 和48年(抑制濃度5本/cm ³ 通達)中 建設屋外石綿切断等作業-平成13年 (過剰発がん生涯リスクレベル10 ⁻³ 評 価値発表)
石綿吹付作業に特化して認容した 事項なし (吹付作業時の送気マスク着用-昭 和50年以降行っていた旨主張する 者はおらず、判断する必要なし)	石綿吹付作業に特化して認容した事 項なし (吹付作業時のエアライン・マスク着用 -昭和50年以降従事していた者はお らず、判断する必要なし)	送気マスク着用-昭和47年10月1日(安 衛法施行)~昭和50年9月30日(改正特 化則施行) ※昭和50年以降従事した被災者なし 作業場/製品警告表示(石綿含有吹付 材)-昭和47年10月1日~平成16年9月 30日(禁止安衛令施行)
防じんマスク着用-昭和50年10月1 日(改正特化則)~平成7年3月31日 (改正特化則) 製品/作業場警告表示-昭和50年 10月1日~平成7年3月31日 (集じん機付き電動工具使用-遺法 というはできない) ※間接曝露も一部認容	防じんマスク使用-昭和50年10月1日 (改正特化則施行)~平成18年8月 30日(禁止安衛令施行) 製品/作業場警告表示-昭和50年10 月1日~平成18年8月30日 (集じん機付き電動工具使用-遺法と いうはできない) ※間接曝露の国の責任も明記	防じんマスク着用-昭和49年1月1日(前 年抑制濃度5本/cm ³ 通達)~平成7年3 月31日(改正特化則) 集じん機付き電動工具使用-昭和49 年1月1日~平成16年9月30日 製品/作業場警告表示(その他の石綿 含有建材)-昭和49年1月1日~平成16 年9月30日
		集じん機付き電動工具使用-平成14 年1月1日~平成16年9月30日 作業場/製品警告表示(その他の石綿 含有建材)-平成14年1月1日~平成16 年9月30日
違法であると認めることはできない。	クリソタイルを含む石綿の製造等禁止 平成7年(クロシドライト等禁止)	違法ということはない
石綿肺(管理2)合併症あり-1,300 万円、石綿肺(管理3)合併症あり- 1,800万円、石綿肺(管理4)・肺がん ・中皮腫-2,200万円、石綿関連疾患 による死亡-2,500万円	石綿肺(管理2)合併症あり-1,500万 円、肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚 -2,400万円、石綿肺(管理4相当)・肺 がん・中皮腫による死亡-2,700万円	肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚- 2,300万円 上記による死亡-2,600万円
3分の1を限度 第一次的には事業者、国の責任は 二次的、補充的なもの	3分の1を限度 第一次的には事業者、国の責任は二 次的、補充的なもの	3分の1を限度 国の責任は事業者及び建材メーカ ーの責任を補完する二次的なもの
国の責任期間内が各疾患の発症 に必要な職業曝露期間に満たない 場合は、当該必要期間に対する責 任期間の割合に応じ10~70%減額	国の責任期間内が各疾患の発症に 必要な職業曝露期間に満たない場 合は1割減額	国の責任期間が各疾患の発症に必要 な職業曝露期間に満たない場合は、当 該必要期間に対し、国の責任期間外の 期間が占める割合に応じて減額
肺がんで喫煙歴ある者は1割減額	損害額を減額するのは相当ではない	肺がんで喫煙歴ある者は1割減額

慮しない被告企業らの信頼は保護に値しない。

そして、石綿含有建材を製造し、警告表示なくして販売し、流通に置いた行為そのものが「加害行為」に当たると断罪した。次の問題は、各加害行為者の行為と各被害者の被害との因果関係をどのよに、どの程度立証しなければならないかである。

●各規制権限不行使の違法性の判断

判決は続けて、各加害行為者間に主観的又は客観的に緊密な一体性は認められず、強い関連共同性を肯定することはできない等として、直接の共同不法行為は責任は認めなかったものの、弱い関連共同性であったとしても、被告企業らの行為の競合、及び競合行為によって当該被災者が石綿関連疾患を発症したことを認めて、累積適用によって共同不法行為責任を認めたのであった。

共同不法行為者の範囲としては、用途を同じくする建材において、おおむね10%以上のシェアを有する建材メーカーが販売した建材を、建設作業従事者が1年に1回程度は当該建材を使用する建設作業場において作業に従事した確率が高いと認めて「責任建材」とし、被告企業らは、国の場合と同様の「責任期間」内の責任建材の販売について、被告企業らの責任期間内の石綿粉じん曝露が石綿関連疾患の発症に及ぼした影響に応じて、損害賠償責任を負うとしたのであった。選択され

た加害行為者以外には加害者がいないことを原告側が立証する必要があるという、被告企業の主張は退けている。前述した原告側の訴訟戦術が実を結んだものと言えよう。

なお、今回賠償を命じられた建材メーカーは、日東紡績（福島市）、新日鉄住金化学（東京）、太平洋セメント（同）、ニチアス（同）、三菱マテリアル建材（同）、エーアンドエーマテリアル（横浜市）、大建工業（富山県南砺市）、ケイミュー（大阪市）、ノザウ（神戸市）の9社である。

被告企業らが負担すべき損害額は、被告国と同じく、3分の1を限度とするとされた。これに、責任外建材からの曝露、責任建材販売期間等に応じた修正が加えられている。国が3分の1、建材企業が3分の1であるとするれば、残る部分はどうなるのか。判決では、以下のような考え方が示されている。

「被告[建材]企業らによる警告表示の有無に関わらず、労働者である建設作業従事者を雇用する事業者は、当該労働者が石綿関連疾患を発症することがないように配慮すべき責任を第一義的に負っている。また、…一人親方等である場合においても…注文者（元請）は、請負人である一人親方等（下請）に対して、当該請負人が石綿関連疾患を発症することがないように配慮すべき責任を負う場合があり、この責任も建設作業従事者に対する第一次的な責任というべきである」。



関西建設アスベスト訴訟大阪地裁判決

2016年1月22日

平成23年間第8942号、平成23年（ワ）第15143号、平成24年（ワ）第9979号、平成25年（ワ）第4242号、平成26年間第3798号 損害賠償請求事件

原告 北山博士外29名

被告 国外41名

大阪地方裁判所第16民事部

判決要旨

第1 事案の概要

1 本件は、建築作業従事者として建築物の新築、改修、解体作業等に従事した被災者らが、建築現場において建築作業に従事する際、同所で使用された石綿含有建材から発生した石綿粉じんに曝露し、それによって、石綿関連疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚）に罹患したとして、被災者本人又はその相続人である原告らが、石綿含有建材の使用について

の規制権限を有していた被告国及び石綿含有建材を製造・販売した建材メーカーである被告企業らに対し、損害賠償請求として、連帯して、被災者1人当たり3850万円（被災者の相続人による請求の場合には、各自の相続分に相当する金額）及びこれに対する損害発生時から支払済みに至るまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 2 本判決は、原告らの被告国に対する請求について、被告国には昭和50年10月1日以降規制権限不行使の違法が認められるとして、昭和50年10月1日以降一定期間建築現場（屋内作業場）において労働者として建築作業に従事し石綿粉じん曝露したことによって石綿関連疾患に罹患した被災者らに対する被告国の国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償責任を認め、被告国に被災者らのうち前記労働者としての要件に該当する者12名に関する総額9746万円の支払を命じ、前記要件に該当しない被災者らに関する請求を棄却し、原告らの被告企業らに対する各損害賠償請求についてはいずれも理由がないとして棄却した。

第2 本判決の理由の要旨

- 1 被告国に対する請求について
- (1) 労働関係法令に基づく規制権限不行使の違法性について
- ア 労働基準法（以下「労基法」という。）や労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の目的及び趣旨に鑑みると、内閣及び労働大臣等の前記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的としてできる限り速やかに、技術の進歩や医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである。
- イ 我が国において、石綿粉じん曝露と石綿肺罹患の因果関係に関する医学的知見は遅くとも昭和33年3月頃に、また、石綿粉じん曝露と肺がん及び中皮腫罹患の因果関係に関する医学的知見は昭和47年頃に、それぞれ集積していたと認

められる。

ウ 前記石綿粉じん曝露と石綿関連疾患に関する医学的知見の集積状況に加え、被告国による住宅供給政策や電動工具の普及等により昭和40年代以降建築作業従事者の石綿関連疾患罹患の危険性が増大し、危険性に言及する研究や報道等が表れていたこと、昭和50年に特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）を改正するに至った経緯及び海外における石綿粉じん濃度規制等の状況とこれに関する被告国の認識等からすれば、遅くとも昭和50年時点において、被告国は、少なくとも、建築現場（屋内作業場）において、石綿含有建材の切断等の作業に従事し、また、屋内外における石綿吹付け作業に従事することにより、建築作業従事者が石綿粉じん曝露し、石綿関連疾患に罹患する具体的危険性を認識することができたものである。よって、昭和50年時点において、被告国には前記危険性についての予見可能性があったことが認められる。

エ 石綿粉じん等の有害物質に起因する健康障害を防止するためには、作業環境管理、作業管理、健康管理を基本とした労働衛生管理が重要であり、特に、作業環境管理と作業管理に重点が置かれるべきである。昭和50年時点において、被告国は、作業環境管理として、石綿含有建材の代替化、石綿吹付け作業の禁止、石綿取扱作業場への立入禁止、湿潤化、局所排気装置の設置の義務付けを、作業管理として、防じんマスクに関する規制を行い、さらに、作業環境管理及び作業管理に係る規制の実行性を図るための措置として警告表示、作業現場掲示、安全衛生教育及び作業環境測定に関する規制措置を講じていたところ、前記作業環境管理に係る措置は、いずれも建築現場において建築作業に従事する労働者の石綿粉じん曝露による石綿関連疾患の発生を防止する措置としてそのみでは万全の方策ではなかったと解されるものの、建設業における特質等も考慮すれば、建築現場においては作業環境管理の一層の改善を図ることによって石綿粉じんによる健康障害を十分に防

止することは困難であるといえるため、建築現場において石綿粉じん曝露による健康障害を防止するためには作業管理が重要となる。したがって、建築現場における石綿粉じん対策としては防じんマスクの着用が一次的な方策であるところ、昭和50年時点における被告国による防じんマスクに関する規制は、事業者に対して防じんマスクの備え付けを、労働者に対して事業者から指示された場合に防じんマスクを着用する義務をそれぞれ課すものであったが、防じんマスクを着用することによる身体的負担や建設業の特質等を考慮すれば、前記のような規制内容では不十分であり、被告国としては、事業者(使用者)に対して労働者に防じんマスクを使用させるべき義務を明示的に定めるべきであった。

さらに、昭和50年時点において被告国が講じていた警告表示及び作業現場掲示に関しては、当時の建築現場や石綿含有建材に関する諸事情等を考慮すれば、石綿含有率にかかわらずすべての石綿含有建材について警告表示及び作業現場掲示の対象とし、また表示すべき内容について「人体に及ぼす作業」として、石綿により肺がんや中皮腫等の重篤な疾患が生じること等、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容及びその症状等を記載し、また、「取扱上の注意」として、石綿粉じん曝露作業に従事する際には必ず防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をするように義務付けるべきであった。

よって、被告国(労働大臣等)が、昭和50年10月1日に特化則が改正(施行)された時点以降、事業者に対し、前記防じんマスク、警告表示及び作業現場掲示に関する規制権限を行使しなかったことは、安衛法の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠き、国賠法1条1項の適用上違法であるといわざるを得ない。

オ 本件においては、昭和50年には、石綿が建築作業に従事する労働者を含む建築作業従事者に、石綿肺、肺がん及び中皮腫といった重大な健康障害を生じさせるおそれのある有害物質であることが明らかになっていたこと、及び、昭和60年

代前半には、石綿等のがん原性物質について閾値が存在しないという見解が存在していたことが認められ、さらに、諸外国における石綿の使用規制に関する動向や、石綿条約及び平成元年のWHOによる「石綿の職業曝露限界」の報告のほか、平成8年に出されたWHOによるクリソタイルの評価に関するプレスリリースにおいて、管理使用の在り方に関し厳しい基準の設定と厳格な規制が求められていたところ、我が国の建築現場における粉じん曝露防止対策には前記のとおり適時適切な規制権限の行使がなされておらず、平成7年時点においても、クリソタイルの管理使用の前提となる厳格な使用規制が期待できない状況にあったといえること等も考慮すれば、我が国において、クロシドライト及びアモサイトの製造等を禁止した平成7年時点において、クリソタイルについても製造等を禁止する規制権限を行使しなかったとは、著しく合理性を欠き、国賠法1条1項の適用上違法であるというべきである。

カ 安衛法を含む労働基準法体系においては使用従属関係にある労働者の保護を共通の目的とするものと解されることから、その保護対象とされる「労働者」は、指揮監督下の労働という労務提供の形態、及び「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性によって判断され、契約の形式が雇用契約であるか請負契約であるかによって決まるものではない。したがって、一人親方及び個人事業主であっても、実質的に「労働者」に該当すると認められる場合には、その者との関係において、被告国による前記各規制権限の不行使は国賠法1条1項の適用上違法となるが、他方、労働者性を有しない建築作業従事者との関係においては、前記各規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法はならない。

(2) 労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく規制権限不行使の違法性について

原告らは、労災保険法の規定に基づいて、建築現場において建築作業に従事する労災保険の特別加入者である一人親方等に対して、呼吸用保護具の着用の義務付け、集じん機付き電

動工具の使用の義務付け等をすべきであったにもかかわらず、これを怠った違法があると主張する。しかし、労災保険法は、労基法の災害補償に対応した保険制度として設けられたものであり、労働災害が発生した場合に労基法9条にいう労働者（労基法適用労働者）に対する事後的な保護（補償）を本来の目的とした制度であるから、原告ら主張のような義務を定めることは、同法による委任の範囲を超えるものであり、よって、原告らが主張するような労災保険法に基づく規制権限不行使の違法は認められない。

(3) 建築基準法（以下「建基法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性について

建基法の制定経緯、目的及び規制の内容等からすれば、建基法における保護対象は、原則として、完成した建築物（及び敷地）の所有者（使用者）及びその周辺住民等であるといえ、建築工事に際して当該工事に従事する建築作業従事者の生命、健康及び財産をもその直接的な保護対象とするものと解することはできない。よって、被告国（内閣及び建設大臣等）が建基法に基づき原告らの主張するような建築作業従事者の石綿粉じん曝露による石綿関連疾患罹患を防止するための規制を行わなかったことが、国賠法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

2 被告企業らに対する請求について

(1) 民法719条1項に基づく責任について

ア 民法719条1項前段の不法行為が成立するための要件である関連共同性については、各自の行為の間に客観的関連共同性（損害の発生に対して社会通念上全体として一個の行為と認められる程度の一体性）が必要であり、かつ、その関連性は強い関連共同性である必要がある。

民法719条1項後段の共同不法行為は、被告とされている共同行為者のうちの誰か（単独又は複数）の行為によって全部の結果が惹起されていることを、原告において主張立証することを要するものであり、また、共同行為者の範囲が無限定に広がることを防止する必要があることから、前記要件が主張立証できない場合には、少

なくとも「複数の行為者の行為のそれぞれが、結果発生を惹起するおそれのある権利侵害行為に参加していること」に加えて「因果関係を推定し得る加害行為者の範囲が特定され、それ以外に加害行為者となり得る者は存在しないこと」を要すると解される。

イ 原告らによる病気発症の危険性が相当程度ある建材及びその製造販売企業並びに主要原因建材及び主要原因企業の特定方法は、各被災者が現実に取り扱った石綿含有建材を具体的に特定するものではないため、加害行為の一体性を判断する基礎を欠くといわざるを得ず、また、建材メーカーが営利企業であって、それぞれ自己の利益を図るために独自に建材の製造販売等を行うものであり、基本的には同種の石綿含有建材はもちろん、同一の用途に使用される建材の製造販売企業間においては競合関係が存在し、利害が対立する関係にあること等の事情を踏まえれば、被災者ごとに特定された病気発症の危険性が相当程度ある建材の製造販売企業及び主要原因企業間には、加害行為の一体性を認めることはできず、他に強い関連共同性を認めるに足りる事情も認められないことから、原告らの民法719条1項前段に基づく共同不法行為に関する主張は採用することができない。

また、病気発症の危険性が相当程度ある建材及びその製造販売企業並びに主要原因建材及び主要原因企業についての絞り込み方法においては、絞り込み過程において各被災者の個別事情を考慮する以前に一定の建材が一律に除外され、また、加害行為者の特定の基礎とされている国交省データベースにおける石綿含有建材の製造販売企業に関する情報自体に限界及び問題点が存在していること等から、当該絞り込みによって、被告とされている共同行為者のうちの誰か（単独又は複数）の行為によって全部の結果が惹起されているという要件や「因果関係を推定し得る加害行為者の範囲が特定されていること」の要件が充足されたとは認められず、原告らの民法719条1項後段に基づく共同不法行為に関する主張は採用できない。

(2) 製造物責任法3条に基づく責任について

原告らは、製造物責任法3条に基づく責任を負う旨主張する被告企業27社によって製造販売された石綿含有建材が各被災者に到達したことについて何ら主張立証しておらず、原告らが主張する製造物の欠陥と各被災者の権利侵害との間の因果関係を認めるに足る証拠はない。前記因果関係について、原告らは、民法719条1項前段又は後段の適用を前提とした主張をするが、前記被告企業27社の間においても、前記民法719条1項に関して述べたことと同様の理由から、前記原告らの主張は採用することができない。

3 被告国が原告らに対して負う責任及び損害

(1) 被告国が原告らに対して負う責任について

前記1のとおり被告国による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法であると認められることから、被告国は、本件被災者らのうち、昭和50年10月1日の特化則施行時以降（以下「被告国の責任期間」という。）に建築現場（屋内作業場）において石綿粉じん曝露作業に従事し、石綿粉じんに直接又は間接的に曝露した労働者、及び、被告国の責任期間内において建築現場（屋内作業場）において建築作業に従事し、石綿粉じんに間接的に曝露した労働者に対

して、国賠法1条1項に基づく責任を負う。

(2) 慰謝料額の算定について

ア 慰謝料算定の基準額について

慰謝料算定の基準額は、本件被災者ら及び遺族原告らの中に労災保険給付等を受けている者が存在することを考慮した上で、石綿肺（じん肺管理区分の管理2）で合併症がある場合には1500万円、肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚の場合には2400万円、石綿肺（じん肺管理区分管理4相当）、肺がん及び中皮腫による死亡の場合には2700万円とする。

イ 被告国の責任の範囲について

本件において被告国が負うべき賠償責任の範囲は、損害の公平な分担の観点から、被告国が賠償責任を負うべき被災者に生じた損害の3分の1を限度とする。

ウ 損害賠償額の修正要素について

損害の公平な分担の観点から、被告国の責任期間内における労働者としての石綿粉じん曝露作業従事期間が短期間（石綿肺又は肺がん罹患患者については10年未満、中皮腫罹患患者については1年未満、びまん性胸膜肥厚罹患患者については3年未満）の者については、基準となる慰謝料額を減額するのが相当である。



関西建設アスベスト訴訟京都地裁判決

2016年1月29日

平成23年(ワ)第1956号外 損害賠償請求事件(関西建設アスベスト京都訴訟)
京都地方裁判所第4民事部

判決要旨

第1 事案の概要

本件は、原告らが、被災者（原告らのうち石綿関連疾患に罹患した建設従事者自身と、その余の原告らの被相続人で石綿関連疾患に罹患し

た建設作業従事者であった者を指す。）が石綿関連疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚）に罹患したのは、石綿含有建材から発生した石綿粉じんに曝露したことによるものであると主張し、被告国に対しては、被告国が労働安全衛生法等に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるとして国賠法1条1項に基づき、被告企業らに対しては、石綿含有建材の製造・販売行為等が不法行為に当たるとして民法719条前段又は後段の適用あるいは類推適用

に基づき、連帯して、被災者1人当たり3850万円（内訳：慰謝料3500万円、弁護士費用350万円、原告が被災者の相続人である場合には、各自の相続分に相当する額）の損害賠償を求めた事案である。

第2 主文の要旨

別紙認容額一覧表のとおり(ただし、被告企業らについては、原告ごとに、他社と金額が重なる限度で連帯して) [省略]。

(被告国については、原告15名に対して総額1億0418万3331円の支払を命じ、被告企業らについては、うち9名(原告ごとに被告企業は異なる。)に、原告23名に対して総額1億1245万3331円の支払を命じた。)

第3 理由の要旨

1 被告国の責任について

(1) 石綿関連疾患に関する被告国の予見可能性
ア 規制権限等不行使の違法性を判断する前提としての医学的知見は、疾患ごとに発症に要する石綿粉じん曝露量が異なるため、個別の疾患ごとに判断する必要がある。

我が国における石綿粉じん曝露による石綿肺発症に関する医学的知見が確立したのは、昭和33年3月31日頃、肺がん発症については昭和46年頃、石綿肺や肺がんより少量の曝露による中皮腫発症については昭和47年頃、びまん性胸膜肥厚発症については昭和47年以降というべきである。

イ 建設作業現場における作業態様や石綿粉じん濃度の調査結果に、粉じん濃度の評価指標を併せみれば、昭和40年頃には、建設作業従事者は、屋内作業か屋外作業かを問わず、石綿関連疾患に罹患する危険に晒されていたものと認められる。

ウ そして、上記医学的知見の確立状況、建設作業現場における石綿粉じん濃度の調査結果、粉じん濃度の規制の推移を併せ考えれば、次のように判断できる。

① 昭和46年に建設作業現場での石綿粉じん濃度を測定すれば、被告国は石綿吹付作業によって当時の許容濃度を超える石綿粉じん

が発生していることを容易に認識できたはずであるから、遅くとも昭和46年中には、吹付工が、石綿吹付作業によって石綿関連疾患に罹患する危険性を認識することが可能であった。

② 昭和48年に建設作業現場での石綿粉じん濃度を測定すれば、被告国は屋内(ネットやシートの内側を含む。以下「建設屋内」という。)作業について、当時の抑制濃度を超える石綿粉じんが発生していることを容易に認識できたはずであるから、遅くとも昭和48年中には、建設屋内での石綿切断等作業によって石綿関連疾患に罹患する危険性を認識することが可能であった。

③ 屋外作業については、平成13年に許容濃度に代わる過剰発がん生涯リスクレベルの評価値が発表されるまでの間、当時の許容濃度を超える測定結果はわずかであったが、同年以降に同評価値を超える測定結果は複数存在したから、被告国は、平成13年中には、屋外での石綿切断等作業によって石綿関連疾患に、罹患する危険性を認識することが可能であった。

(2) 安衛法等に基づく規制権限不行使の違法性
ア 判断枠組

被告国の規制が、石綿粉じん曝露防止対策として有効かつ十分なものであれば、被告国が更なる規制を行わなかったことが違法となることはない。

もともと、石綿粉じん曝露防止のために有効かつ十分な規制であっても、その遵守を期待できず、あるいは現に遵守されない場合には、その原因や理由を踏まえた更なる規制が必要というべきであって、その規制権限不行使が違法と評価されることもありうる。

イ 被告国の既存の規制の有効性

被告国が講じてきた石綿の使用を前提とする石綿粉じん曝露防止対策を検討した結果、それらはいずれも建設作業従事者の石綿粉じん曝露防止に有効ではないか、有効であっても建設作業従事者が遵守することを期待しうるものではなく、実効性を有していなかったというべきである。

ウ 石綿の使用を前提とする規制について

(ア)①吹付作業者については、吹付作業時に送気マスクを着用させ、②それ以外の建設作業従事者については、(i) 石綿切断等作業を行う際に防じんマスクを着用させ、(ii) 電動工具を使用する際には集じん機付き電動工具を使用させるとともに、③石綿含有建材自体及び石綿切断等作業が行われる作業場に、石綿使用の事実、石綿粉じん曝露が生命への危険を伴う重篤な健康障害を引き起こすことを認識することができる程度の具体的な危険性、上記各対策の必要性及び有効性を表示すれば、建設作業従事者の石綿粉じん曝露は相当程度防止できたはずである。

しかも、前記予見可能性が認められた時点で、これらの措置を講ずることは技術的に容易かつ可能であったものといえることができる。

(イ) そうすると、被告国には次の時期に、事業者に対しては前記①②及び③（ただし、作業場警告表示）を、建材メーカーに対しては前記③（ただし、製品警告表示）を義務付ける規定を罰則をもって定めるべきであった。

a 吹付作業者に関する①及び③の規制については昭和47年10月1日の安衛法施行時以降

b 建設屋内での石綿切断等作業に従事する建設作業従事者に関する② (i) (ii) 及び③の規制については、昭和49年1月1日以降

c 屋外での石綿切断等作業に従事する建設作業従事者に関する② (ii) 及び③の規制については、平成14年1月1日以降

(ウ) しかるに被告国は、吹付作業者に関する①及び③の規制については昭和50年9月30日（昭和50年改正特化則の施行日の前日）までの間、その他の建設作業従事者に関する② (i) (ii) 及び③の規制については石綿含有製品の製造、販売が原則として禁止された平成15年改正安衛令の施行日の前日である平成16年9月30日までの間、これを怠ったものであり、その規制権限不行使は著しく合理性を欠き、国賠法1条1項の適用上違法というべきである。

エ 石綿の製造等禁止について

上記の各規制を講じていれば、建設作業従事者の石綿粉じん曝露濃度は評価値を概ね下回りまた各対策の履行も十分に確保されるものと認められるから、より制約の大きい石綿の製造等の禁止まで必要であったとは認められない。

なお、被告国が石綿の製造等を禁止した平成18年までに、石綿の使用を前提とした規制によっては建設作業従事者の石綿関連疾患への罹患を防止し得ないとの知見が確立していたとは認められない上、我が国における石綿の建材としての有用性に鑑み、その代替化は、技術、性能、安全面から平成14年までは不可能であり、さらに、諸外国に比して我が国の使用禁止が特段遅いとも認められない。

したがって、被告国がより早く石綿の製造等を禁止しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法ということはできない。

オ 一人親方等に対する規制権限不行使の違法性

労基法9条にいう「労働者」に当たらない一人親方等は、上記規制権限の根拠規定である安衛法による保護の対象ではないから、被告国の上記各規制権限不行使が一人親方等との関係で違法になることはない。

(3) 建基法に基づく規制権限不行使の違法性

建基法2条7号ないし9号は、建物の施工過程における建設作業従事者の生命、身体、財産の保護を目的とするものとは解されない。また、建設作業従事者の石綿関連疾患発症を防止するための規制を講じる権限が建基法90条2項により内閣に委任されているともいえない。

したがって、被告国の建基法に基づく規制権限不行使が、建設作業従事者との関係で違法になることはない。

(4) 被告国の責任期間(まとめ)

被告国の規制権限不行使は、石綿吹付け作業に従事する労働者との関係では昭和47年10月1日から昭和50年9月30日まで、建設屋内での石綿切断等作業に従事する労働者との関係では昭和49年1月1日から平成16年9月30日まで、屋

外での石綿切断等作業に従事する労働者との関係では平成14年1月1日から平成16年9月30日までの間、国賠法1条1項の適用上違法であったというべきである。なお、被告国は、各被災者が労基法9条にいう「労働者」である期間についてのみ、責任を負う。

(5) 因果関係

被告国の責任期間が各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間（肺がん：10年、中皮腫：1年、びまん性胸膜肥厚：3年、以下「必要期間」という。）以上であれば被告国の規制権限不行使と被災者らの石綿関連疾患の発症との間には因果関係が認められ被告国は石綿粉じん曝露による石綿関連疾患の発症に起因する損害について全責任を負う。

被告国の責任期間が必要期間に満たない場合でも、被告国の責任期間内の石綿粉じん曝露が、被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露と相俟って、被災者らに石綿関連疾患を発症させたことは否定できないから、因果関係は認められるものの、責任額は限定される。

被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露期間が必要期間以上に存在し、これに比して被告国の責任期間が極端に短い場合、因果関係は否定され、被告国は責任を負わない。

2 被告企業らの責任について

(1) 被告企業らの故意、過失

ア 判断枠組

製品使用者の生命、身体の安全に関わる事柄について、製品を製造、販売する者は、侵害される法益の重大性に鑑み、最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、適時かつ適切に講ずる義務を負っている。

イ 予見可能性

医学的知見の根拠となるべき研究報告等は公刊されて誰でも入手可能であったことに加え、通達や法令の内容については被告企業らも当然認識すべきものであることに鑑みれば、被告企業らも、被告国と同様の時期には、石綿粉じん曝

露が石綿関連疾患を発症させることを予見し得たというべきである。また、自らの製品が市場を通じて建設作業現場に到達し、他社の製品とともに同一建設作業現場で使用されること、建設作業従事者の石綿粉じん曝露の実態自らの製品への石綿含有の有無も当然予見し得たはずである。

したがって、被告企業らは、石綿含有吹付材の販売行為について吹付工との関係では昭和46年中に、建設屋内での石綿粉じん作業（石綿含有建材を切断、穿孔、研磨、塗布、注入、破砕及び解体等する作業、粉状の石綿含有建材を容器に入れ、容器から取り出し及び混合する作業並びに石綿吹付け作業）において使用される石綿含有建材の販売行為については昭和48年中に、屋外での石綿切断等作業において使用される石綿含有建材の販売行為については平成13年中には、当該行為が建設作業従事者に石綿関連疾患を発症させることを予見し得たというべきである。

ウ 結果回避義務及び同義務違反

(ア) 警告表示義務について

被告企業らは、自らの製造、販売する石綿吹付材について、前記予見可能性が認められた時期の後、吹付工との関係では昭和47年1月1日から、建設屋内での石綿粉じん作業において使用される石綿含有建材（石綿吹付材、石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材、内装材、床材、混和材）については昭和49年1月1日から、屋外での石綿切断等作業において使用される石綿含有建材（屋根材、外壁材、煙突材）については平成14年1月1日から、各石綿含有建材の販売終了まで、前記1(2)ウ(ア)と同様の内容の警告表示を各建材に行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったのであるから被告企業らには、上記各日以降、販売終了までの間の警告表示義務違反がある。

なお、警告表示は、当該建材を包装から開封する者に対してのみならず、現場監督等を通じて、当該作業場に所在する建設作業従事者に当該建材の石綿含有の有無等を具体

的に認識させ、石綿粉じん曝露防止対策の実効性が確保させることをも予定するものであり、現場監督の指示は、労基法9条にいう労働者以外に対しても行われるから、開封作業に関わらない者や一人親方等に対しても、警告表示による結果回避可能性は認められる。もつとも、建替や改修時の解体作業では、現場監督等さえも警告表示を視認することがないから、解体作業従事者に対しては、警告表示による結果回避可能性はない。

(イ) 石綿不使用義務について

警告表示と被告国が講じるべき措置によって、建設作業従事者への石綿粉じん曝露防止対策の実効性は確保されるため、被告企業らに、警告表示義務より制約の大きい石綿不使用義務はない。

(2) 被告企業らの共同不法行為

ア 加害行為

被告企業が製造し、警告表示なく販売した石綿含有建材は、市場を通じて必然的に建設現場に到達し、そこで働く建設作業従事者に石綿粉じん曝露と石綿関連疾患発症という危険を招来するから、被災者への到達可能性を有する石綿含有建材を製造し、警告表示なく販売し、流通に置いた行為は加害行為にあたる。

イ 民法719条1項後段類推適用の可能性

各被告企業が被災者への到達可能性を有する石綿含有建材の製造、警告表示なき販売は、石綿関連疾患発症という結果の全部又は一部を惹起する危険性を有する。そして、それらの行為には流通を通じて石綿含有建材を建設作業現場に集積させ、多数の現場で同種の作業に従事する建設作業従事者にこれらの製品からの石綿粉じんに同時又は異時に曝露させたという競合関係が認められる。

ウ 共同不法行為者の範囲

一定以上のシェアを有する建材メーカーにより販売された建材であり、建材の販売と各被災者の建設作業の時期、地域、使用建物の種類、使用箇所、使用工程及び使用方法等が整合していれば、当該建材は、各被災者に到達した蓋然

性が高く、かかる建材（以下「責任建材」という）を製造、販売した建材メーカーは、前記危険を招来した加害行為者となりうる。

そして、前記の一定以上のシェアについては、用途を同じくする建材において、概ね10%以上のシェアを有する建材メーカーが販売した建材であれば、建設作業従事者が、1年に1回程度は、当該建材を使用する建設作業現場において建設作業に従事した確率が高いから、同基準を充たすといえることができる。

(3) 競合行為と結果との因果関係

被告企業らの責任期間が必要期間以上であり、この期間に被災者が曝露した石綿粉じんの主要部分が責任建材からのものである限り、被告企業らの責任期間内の責任建材からの石綿粉じん曝露が、同期間内の責任建材以外の建材（以下「責任外建材」という。）からの石綿粉じん曝露と相俟って、被災者らに石綿関連疾患を発症させたことは否定できないから、当該責任建材からの石綿粉じんに当該被災者が曝露して石綿関連疾患を発症した（各加害行為者の行為と結果との因果関係あり）と推定され、原則として当該被告企業は全損害に対し責任を負う。

もつとも、被告企業らの責任期間内に責任外建材からも石綿粉じんに曝露している場合、被告企業ら全体の責任期間が必要期間以上であっても、そのうち自らが責任建材を販売した期間が必要期間に満たない場合には、当該被告企業は、負担すべき損害額の減額を求めうる。

3 損害

基準慰謝料額は、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚に罹患した場合2300万円、上記による死亡の場合2600万と認めるのが相当であるが、損害の公平な分担の見地からは、被告国及び被告企業らの負うべき損害額はそれぞれ上記金額の各3分の1を限度とすべきである。更に、肺がん

に罹患した被災者で喫煙歴のある者については喫煙の発がん性に基づき慰謝料の1割を減額し、被告国、被告企業らの責任期間や責任外建材による曝露に応じた慰謝料額の修正を



行い、主文のとおり損害を認定した。